

<一般委託>

横須賀市立中央斎場ダイオキシン類等測定業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市立中央斎場ダイオキシン類等測定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市立中央斎場において火葬に伴い発生したガスのダイオキシン類並びに横須賀市立中央斎場周辺の土壌、地下水のダイオキシン類の測定をすることにより、施設の維持管理状況を把握する。
2	履行期間	契約日から令和5年12月1日まで
3	施行場所	横須賀市坂本町6丁目18番地 横須賀市立中央斎場
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者は、契約締結後速やかに本市と協議のうえ、調査実施計画書を作成し、調査責任者の氏名、連絡先を本市に報告すること。</li> <li>・ 異常な値が得られた場合はその原因について検討し、速やかに報告すること。</li> <li>・ 測定を行う日程について、市担当者とは十分協議を行うこと。</li> </ul>
6	関係法規	
7	資格要件	<p>本業務履行については、下記の両方の資格を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計量法第107条の規定に基づく登録(事業の区分:濃度及び特定濃度)を受けた者であること。</li> <li>2. 計量法第121条の2の規定に基づく認定(事業の区分:大気中のダイオキシン類及び水又は土壌中のダイオキシン類)を受けた者であること。</li> </ol>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市立中央斎場 中嶋 TEL046-823-3809

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

## 横須賀市立中央斎場ダイオキシン類等測定業務内容

### 1. 測定項目

検体ごとの測定項目及び件数は、次のとおりとする。

なお、排ガスについては、炉ごと（5炉）に測定するものとする。

測定項目	排ガス	集じん灰	残骨灰	土壌	井戸水
ダイオキシン類	5検体	1検体	1検体	2検体	2検体
CO、O <sub>2</sub> 連続分析	5検体				
ばいじん	5検体				
塩化水素	5検体				
窒素酸化物	5検体				
硫黄酸化物	5検体				

※排ガスのサンプリングは10炉の内5炉の5検体とする。

※土壌及び井戸水の採取場所は中央斎場隣接地で、市職員が指定する場所とする。

### 2. 測定方法

- ・排ガスのサンプリング時間については、工程の燃焼時間すべてとし、再燃焼バーナの点火時から主燃焼バーナの消火時までとする。
- ・排ガス中のダイオキシン類の測定方法は、「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」（JIS K 0311）に準拠して行う。
- ・土壌中のダイオキシン類の測定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月改訂）」に準拠して行う。
- ・井戸水中のダイオキシン類の測定方法は、「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」（JIS K 0312）に準拠して行う。

### 3. 報告書の提出

(1) 仕様 A4判、図面・写真等を添付

(2) 部数 2部

(3) 内容

- ・測定業務の概要（調査期間、対象施設、測定項目、測定方法等）
- ・測定結果（調査地点ごとの分析値、計量証明書、検量線、クロマトグラム、回収率、WHO-TEF(2006)による2,3,7,8-TCDD等量濃度換算結果表、分析機器の精度管理に関すること、分析フローチャート等）
- ・測定時及び試料採取時の記録、写真等

#### 4. その他

- ・業務の執行にあたっては、平成 12 年 3 月に厚生省（火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会）が策定した「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」を遵守すること。
- ・サンプリングにあたっては、本市係員の立会いのもとに行う。